

仏向小学校 いじめ防止基本方針

横浜市立仏向小学校
平成26年2月28日策定
令和5年12月25日改訂

仏向小学校では、横浜市基本方針が求める「教育委員会の取組」等、市が実施する施策を参酌して、学校が取り組むべき「いじめ防止基本方針」を策定し、学校における「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、迅速かつ適切に「重大事態」等に対処します。

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

・いじめ防止等に向けての基本理念

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものである。本校ではこれらの基本理念の下、いじめ防止のための取り組みをしていく。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

・委員会の構成員

構成委員は、校長、副校長、教務主任、児童支援専任、主幹教諭、養護教諭、各学年主任とする。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求める。

そのほか、企画会、職員会議、児童指導部会等においても事案に応じた協議を行う。

・委員会の運営

「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的に開催する。また、いじめの疑いがあつた段階で、直ちに「学校いじめ防止対策特別委員会」を開催する。

校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

・委員会の活動内容

●未然防止

・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

・いじめの相談・通報の窓口の設置

・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

・いじめ(「疑い」を含む。)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

・いじめを受けた児童生徒に対する支援、いじめを行った児童生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

●取り組みの検証

・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正

・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施

・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し(PDCA サイクルの実行を含む。)

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、以下のような取り組みをする。

・児童生徒の主体的な取り組みへの支援

・授業づくり、集団づくりの具体的な取り組み

・人権教育、道徳教育の推進

・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

② いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめの疑いを持って、いじめを積極的に認知するため、以下のような早期発見のための取り組みをする。

・いじめの定義理解を含む教職員への研修

・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくり(情報共有の推進)

・定期的なアンケート(5月・12月)、いじめ解決一斉キャンペーンの実施

・必要に応じた教育相談の実施

・インターネットを通じたいじめへの対処及び情報モラル教育の推進

・保護者、地域、関係機関との連携

③ いじめに対する措置

・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録

・被害児童生徒及び保護者への支援、加害児童生徒及び保護者への指導・支援

・保護者の協力、警察署等関係機関との連携

④ いじめの解消

《いじめの解消の要件》

少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

① いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

《解消に至るまでの支援》

- ・いじめの解消に至るまでの継続的な見守り
- ・担任を始めとして、被害児童・加害児童・周辺児童との、より細やかなコミュニケーション
- ・当該児童が所属する学級・学年への全体指導
- ・保護者との連携・協力
- ・当該児童・保護者とのいじめ解消確認

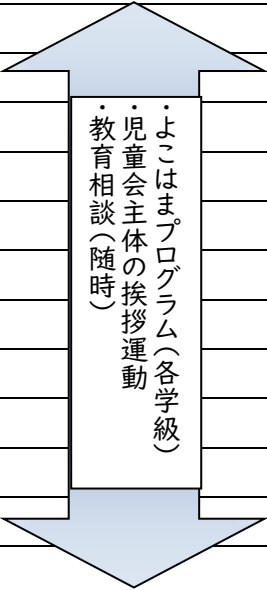
⑤ 教職員等への研修

児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修（児童理解研修の推進）や、法の確実な運用を行うための研修等を行う。

⑥ 学校運営協議会等の活用

本校では、年2回、「学校運営協議会」において、いじめ防止対応について説明して意見を伺い、活動に生かしていく。

⑦ 取り組みの年間計画

4月	詳細な年間予定の確定	 ・よこはまプログラム（各学級） ・児童会主体の挨拶運動 ・教育相談（随時）
5月	「いじめ早期発見のための生活アンケート」実施（記名式アンケート・教育相談）	
6月	学校運営協議会① YP アセスメントの実施①	
7月		
8月	いじめ防止研修①、いじめ防止子ども会議（区・市）	
9月	担任による児童面談①②	
10月	YP アセスメントの実施②	
11月		
12月	いじめ防止啓発月間、いじめアンケート（無記名式）の実施	
1月	いじめ防止研修②	
2月	橘中ブロック内小中学校との情報共有 学校運営協議会②	
3月	年度末反省	

4 重大事態への対処

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。